



資料編

# 検討委員会

## 1 羽村市水道ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 水道事業を取り巻く環境を分析し、安全かつ安定した給水と健全な事業運営の確保を図るための指針となる羽村市水道ビジョン（以下「水道ビジョン」という。）後期計画を策定するため、羽村市水道ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、水道ビジョン後期計画の策定に関し、次に掲げる事項について調査及び研究を行い、その結果を羽村市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 水道ビジョンの前期計画の総括及び後期計画の基本的な考え方に関すること。
- (2) 水道事業ビジョンの作成について（平成26年健水発0319第5号）に掲げる事項及び羽村市（以下「市」という。）の各種の計画との整合性を図り市の現状に則した後期計画の施策の方向性に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、水道ビジョン後期計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、上下水道部長、都市建設部長、財政課長、防災安全課長、産業振興課長、環境保全課長、都市計画課長、土木課長、区画整理推進課長、上下水道業務課長及び上下水道設備課長の職にある者並びにその他市長が必要と認めた者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、上下水道部長の職にある者とし、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、都市建設部長の職にある者とし、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、水道に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行し、第2条に定める事項について市長に報告した日をもってその効力を失う。

## 2 羽村市水道ビジョン検討委員会委員名簿

職名	所属	氏名	備考
委員長	上下水道部長	田中 祐子	
副委員長	都市建設部長	細谷 文雄	
委員	財政課長	高橋 誠	
〃	防災安全課長	中根 聡	
〃	産業振興課長	中島 静樹	
〃	環境保全課長	宮田 満裕	
〃	土木課長	杉山 誠	
〃	都市計画課長	池田 明生	
〃	区画整理推進課長	渡辺 篤	
〃	上下水道業務課長	加藤 純	
〃	上下水道設備課長	大野 直敬	
〃	会計管理者	小林 宏子	市長が必要と認めた者
〃	職員課長	森谷 誠	市長が必要と認めた者

### 3 羽村市水道ビジョン検討委員会の開催経過

	開催日	審議事項等
第1回	平成28年11月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在の水道ビジョンとの変更点</li><li>・第2部水道事業の今後</li><li>・後期計画策定までのスケジュール</li></ul>
第2回	平成28年12月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・前回検討委員会における指摘事項の確認</li><li>・第2部水道事業の今後</li></ul>
報告	平成29年1月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・検討結果を市長に報告</li></ul>

羽村市水道ビジョン後期計画策定にあたり、平成28年6月から12月まで上下水道部において、現状と課題の洗い出し、今後の方向性、事業内容、財政推計などの検討を行っている。

(検討会は10回開催)

## 水道事業の沿革

年 月	主なできごと
昭和 34年 2月	上水道事業認可 昭和34年度～36年度
35年 3月	第1号井（深井戸）完成（昭和45年廃止）
10月	料金制定 口径13mm：基本料金10m <sup>3</sup> 当り 270円/1ヶ月
36年 2月	一部給水開始 473戸
7月	第2号井（深井戸）完成（昭和42年廃止）
36年 10月	配水池完成 容量800m <sup>3</sup> （現第1配水場ポンプ井）
37年 12月	上水道変更拡張事業認可 昭和38年度
38年 3月	水源位置変更認可 昭和38年度
10月	第3号井（深井戸）完成（昭和39年廃止）
39年 4月	料金改定 口径13mm：基本料金10m <sup>3</sup> 当り 320円/1ヶ月
40年 1月	第1次拡張事業認可 昭和40年度～42年度
41年 3月	第1水源（浅井戸） ポンプ室 電気設備 完成
5月	第1水源より送水開始
42年 2月	送水管 第1配水場まで完成通水 口径350mm
7月	第1水源に自家発電設備完成
10月	第1水源に滅菌室完成（平成8年廃止）
43年 12月	第1配水場 配水塔完成
12月	第2水源（浅井戸） 1・2号井完成
45年 2月	取水地点変更認可 昭和44年度
3月	第2次拡張事業認可 昭和45年度～49年度
6月	第2水源（浅井戸） 3号井完成
47年 4月	水道料金口座振替制度実施
5月	都営水道からの受水開始（第1配水場）
48年 6月	第2配水場 配水塔（高区用） ポンプ井 管理塔 完成
49年 5月	料金改定 口径13mm：基本料金10m <sup>3</sup> 当り 140円/1ヶ月
51年 7月	第2配水場通水開始
53年 4月	料金改定 口径13mm：基本料金10m <sup>3</sup> 当り 150円/1ヶ月
6月	第1配水場 滅菌方式変更（塩素ガスから次亜塩素酸ナトリウム）
7月	第3次拡張事業認可 昭和53年度～56年度
8月	給水制限実施 8/11～9/6
54年 6月	堰下橋完成による清流町への給水開始
55年 7月	給水制限実施 7/9～8/18
8月	第2配水場 配水塔（低区用）完成
56年 3月	水道普及率 100%となる

年 月	主なできごと
58年 4月	料金改定 口径13mm：基本料金10m <sup>3</sup> 当り 250円/1ヶ月 都営水道からの受水開始（第2配水場）
60年 3月	第3次拡張変更事業認可 昭和60年度～63年度
61年 4月	料金改定 口径13mm：基本料金10m <sup>3</sup> 当り 330円/1ヶ月
62年 6月	給水制限実施 6/16～7/25
平成 2年 7月	第1配水場 配水塔（2層式）築造工事 着手
6月	給水制限実施 6/16～9/15
12月	水道事務所新築工事 着手
3年 8月	第1配水場 電気計装設備工事 着手
4年 2月	第3水源（浅井戸）取水井工事 着手
3月	第4次拡張事業認可 平成4年度～13年度
3月	第1配水場 配水塔（2層式） 完成
3月	水道事務所完成（遠方監視制御装置拡充）
8月	第3水源（浅井戸）完成
8月	第1配水場 配水塔（2層式） 使用開始
8月	第3水源（浅井戸）取水開始
6年 7月	給水制限実施 7/19～9/9
10月	浄水場工事着手
8年 3月	浄水池及び管理棟完成
4月	料金改定 口径13mm：基本料金10m <sup>3</sup> 当り 420円/1ヶ月
9年 3月	第1水源管理棟・電気計装設備改修
4月	水道施設運転管理業務委託開始
10年 3月	第2配水場増圧ポンプ設備 高区配水塔緊急遮断弁設置
11年 3月	低区配水塔緊急遮断弁設置
12年 3月	第1配水場緊急遮断弁設置
14年 3月	第4次拡張変更事業認可 平成14年度～23年度
4月	料金改定 口径13mm：基本料金10m <sup>3</sup> 当り 520円/1ヶ月
12月	膜ろ過施設工事着手
15年 9月	水道事務所水質検査室拡充
16年 3月	膜ろ過施設完成
3月	膜ろ過施設給水開始
19年 4月	水道料金等徴収業務包括的第三者委託開始
4月	コンビニエンスストア収納開始
11月	ペットボトル水「水はむら」販売開始

年 月		主なできごと
21年	9月	第1、2配水場ポンプ井耐震診断調査
	11月	膜エレメント1120本（4系列分）
22年	10月	第1、2配水場ポンプ井耐震補強工事実施設計
	12月	膜エレメント1120本（4系列分）
23年	2月	浄水場屋上防水工事
	12月	膜エレメント1120本（4系列分）
24年	3月	第1、2配水場ポンプ井耐震補強工事
	4月	水道料金等徴収業務包括的第三者委託契約（H24～H28：5か年）
	12月	膜エレメント1120本（4系列分）
25年	2月	第2配水場フェンス改修
	5月	「水道料金の適正化について」使用料等審議会に諮問
	7月	指定給水装置工事事業者研修会（GX形継手のに関する技術講習会）
	11月	浄水場水質モニター取替
	12月	膜エレメント560本（2系列分）・・・（H21～H25で18系列分の更新完了）
26年	3月	水安全計画策定
	3月	浄水場滅菌用注入機取替
	4月	料金改定 口径13mm：基本料金10m <sup>3</sup> 当り 820円/1ヶ月
	10月	第2配水場高区配水塔耐震診断調査
	10月	連続自動水質監視装置実施設計
	12月	指定給水装置工事事業者研修会（水道使用者に対するサービス向上等について）
27年	6月	水道週間の期間中に水の飲み比べ（きき水）実施
	10月	第2配水場高区配水塔耐震補強工事実施設計
28年	1月	市政世論調査
	3月	水道管路システム導入
	3月	公共施設等総合管理計画策定
	3月	企業債（7,000万円）借入
	3月	浄水場浄水池内面防水改修
	7月	リーフレット「はむら水だより」全戸配布
	8月	膜ろ過施設薬品洗浄廃液低減化工事
29年	3月	第2配水場高区配水塔耐震補強工事
	3月	企業債（7,000万円）借入

## 羽村市水道ビジョン

発行日 平成29年(2017年)3月

発行・編集 羽村市上下水道部

〒205-0003

東京都羽村市緑ヶ丘2-18-5

電話 042-554-2269

羽村市ホームページ

<http://www.city.hamura.tokyo.jp/>